

フランス共和国と FGC 裁判

梅本 響子

1 はじめに

女性の外性器に施される身体変工である Female Genital Cutting (以下 FGC)¹⁾ は、従来は主にアフリカ大陸の一部やアラビア半島の一部などで実施されていたが、グローバリゼーションによる大規模な人の移動の結果、1970年代頃から欧米の移民のコミュニティでも実施されるようになってきている。移民による FGC は、しばしば移住先の価値観と対立するものとみなされ、文化的な摩擦や葛藤を引き起こす。

本稿ではコンタクト・ゾーンにおける FGC が引き起こす葛藤の一例として、1970年代後半から見られるフランス共和国（以下フランス）における FGC 裁判を取り上げる。フランスの司法制度と移民による文化的実践とが対立する裁判は、コンタクト・ゾーンの典型と言って良いだろう。裁判の変遷や裁判をめぐる対立を通して、フランス社会における FGC への対応のあり方を人類学的に考察することが、本稿の目的である。

2 フランスにおける FGC

フランスでは、主に旧植民地であるマリ、セネガル、モーリタニア、コートジボワール、ブルキナファソなどの国からやってきた、ソニンケ、バンバラ、ブル、トゥクロールなどの移民によって FGC が実施されている。フランスで FGC がいつ頃から実施されているのかは定かではないが、出稼ぎ労働者としてフランスで働いていた FGC 実施国出身の男性が家族の呼び寄せを行った1970年代頃から女性の移民が増加し、それに伴ってフランスで FGC が実施されるようになったと考えられる。フランスでの FGC の実施数を示す正確な統計は存在しないが、最近の研究によれば2004年の時点でフランスに住んでいたアフリカ系移民の成人女性のうち、約5万3千人が FGC を受けていたと推定できる [Andro et Lesclingand 2007]。FGC の裁判が有名になる以前、つまり1980年代前半までは、フランスで生まれた多くの移民の子どもが、フランスあるいはアフリカで FGC を受けていたと考えられている。現在では FGC に対する法的規制が厳しくなっており、フランスで FGC を行うことにはかなりのリスクが伴うため、もはやフランスでは FGC は実施されていない²⁾ と考える人もいる。しかし廃絶団体 GAMS (Groupe femmes pour l'Abolition des Mutilations Sexuelles et autres pratiques affectant la santé des femmes et des en-

fants 性的毀損と女性や子どもの健康に影響を及ぼす他の習慣を廃止するための女性グループ) の代表 Isabelle Gillette-Faye と、パリ郊外に位置する Seine-Saint-Denis 県の PMI (Protection Maternelle et Infantile 母子保護局) で働く医師 Emmanuelle Piet は、2008年に筆者が行ったインタビューに対して、現在でもフランスで FGC が行われているとはっきり答えていた。フランス在住アフリカ系移民の間で行われている FGC のうち、1～2割はフランスで行われたものだ³⁾という。このことから、数はかなり減ったものの、FGC が秘密裏に行われていると考えられる。

フランスで実施されている FGC は、主にエクシジョン (excision) と呼ばれる、小陰唇の切除を伴うクリトリスの切除である。このエクシジョンという呼び名は、FGC を指すものとしてフランスで一般的に用いられている。エクシジョンは FGC の否定的側面を強調する呼び名ではないが、ミューティレーション (mutilation) という呼び名は本来完全である身体を毀損し不完全にするという意味を持ち、主に FGC の廃絶活動を行う人々の間で用いられている。

切除を行うのは主に鍛冶屋カーストに属する施術師で、施術にはカミソリの刃などが使われる。かつては移民してきた家族が FGC を行うために費用を出しあって施術師を呼び寄せたこともあったらしい⁴⁾。また移民社会での FGC の特徴として、一時期 FGC が生後1週間から1年以内など、とても早い時期に実施されていたことがあった。この理由は、子どもの記憶に苦痛が残るのを避けるため、また学校教育を受けた子どもが FGC に抵抗することを避けるためであるとされている [Fainzang 1984:37]。生後1週間から1年以内に FGC を行った結果として、いま10代後半から20代後半の女性には、自らが FGC を受けたという記憶を全く持たず、初めての性交渉のときに相手の男性に指摘されるまで、あるいは妊娠して産科医の検診を受けるまで、FGC を受けているという事実気付かずに成長した女性が多数存在する。また現在では、PMI での検診で FGC が発覚することを避けるための戦略として、6歳以降に施術を行うという、従来の低年齢化とは反対の現象が起こっている。

厳密にはフランスでの FGC とは言えないが、夏や冬などの長期休み (バカンス) の際に出身国へ里帰りをし、その間に FGC を行うこともある。この現象は1970年代から存在していた。より伝統に則った状況で FGC を実施したいと願う人や、フランスでの施術が発覚して逮捕されることを恐れる人は、フランスでの施術よりもバカンス時の施術を好むという⁵⁾。現在ではバカンス時の施術も法的規制の対象となるため、発覚すれば親や施術師は逮捕される可能性がある。しかし、PMI の検診の対象外となる6歳以降の施術を見つけるのは難しい。また、かつて懸念されていた FGC の医療化という事態は筆者の知る限りではフランスでは起こらなかった⁶⁾が、近年増加しているエジプト人のコミュニティにおいてエジプト人医師が FGC を実施しているのではないかという疑いを持つ医師もいる⁷⁾。

3 法的規制の歴史的背景

移民による FGC をどのように規制するかという問題に関して、フランス社会ではこれ

まで様々な議論がなされてきた。他の多くの移民受け入れ国とは違って、フランスには FGC そのものを名指しして取り締まる法律は存在していない。しかしながら、既存の刑法（旧法312の3条、1992年以降は新法222の9、10条⁸⁾）を用いて FGC を裁いている。現在では、FGC を行った者は刑法222の9条により、10年の禁固刑と15万ユーロの罰金刑を受ける。また FGC が15歳以下の未成年に対して、保護者によって行われた場合には、刑法222の10条により、20年の禁固重労働刑が科せられる。そしてフランスの刑法は、重罪あるいは禁固刑によって罰せられる軽罪⁹⁾が、フランスの国土以外の場所で、フランス国籍を保持していない者によって引き起こされたとしても、その時点で被害者がフランス国籍を有していた場合にはその犯罪に適用される¹⁰⁾。さらに FGC の場合、被害者が未成年であり普段フランスに居住している場合には、たとえ被害者がフランス国籍を有していなくてもフランス刑法が適用される¹¹⁾。そのため、例えばバカンスの際に親の出身国で施術を行ったとしても、それが発覚すれば親は罪に問われるのである。

フランスで FGC が法的に規制されるようになったのは、1970年代後半になってからのことである。フランス国立人権諮問委員会 [Commission Nationale Consultative des Droits de L'homme 2004] によると、初めて FGC に関する裁判が開かれた1979年12月から2004年1月までに、36件の裁判が起きている。1979年12月の裁判は、1978年6月に起こった、FGC の結果、生後3ヵ月半の乳児が死亡した事件を扱ったものであった。告訴されたのは施術師のみであり、両親は罪に問われなかった。施術師はパリ大審裁判所の軽罪部によって、執行猶予付きで禁固1年の刑を宣告された。このときの訴因は過失致死であったため、この時点ではまだ FGC そのものが犯罪として考えられていなかったと言える。またこの事件は公にはされなかったため、フランス社会に与えた影響はほとんどなかったと考えられる。

1982年7月、マリ出身のある夫婦の生後3ヵ月の乳児が、FGC を受け死亡した。この事件は、それまで FGC の存在を知らずに特に何も対策をしてこなかった医師や、フェミニストに衝撃を与えた。その当時女性の権利省の大臣 (ministre des Droits de la femme) であった Yvette Roudy は、1983年に FGC にどのように対抗していくかを考えるためのグループを結成した。ちなみにこの女性の権利省とは、1981年に社会党政権が成立して発足したものであり、1986年にシラク首相就任によって生じた政府内の保革共存の結果、省が廃止されるまでの間、Roudy は時限法であった妊娠中絶法の非時限化、妊娠中絶費用の社会保障からの払い戻し制度、性差別禁止法など、性差別廃止を目指す数々の法整備をしたのである [ラボー 1987:476-481]。国家レベルでの FGC 対策が、このような状況の中で始められたということは注目に値する。医師、FGC 廃絶のための民間団体、移民による民間団体などが参加したそのグループでは、法的規制よりも予防活動が重要だという主張や、FGC を取り締まるために特別法を設けるべきだという主張、反対に既存の刑法を使用すべきだという主張¹²⁾などがなされた。そして議論の結果、このグループに参加していた弁護士 Linda Weil-Curiel の主張に沿って、FGC の法的規制に関しては、既存の刑法を使って FGC を規制していくという方向性が定まった。

FGC それ自体が犯罪として扱われるようになったきっかけは、移民による FGC ではな

く、あるフランス人の女性が起こした事件だった。この女性は精神病を患っており、自分の娘のクリトリスと小陰唇を切除したのである。¹⁴⁾この事件をふまえて、フランスの最高裁にあたる破毀院は1983年8月20日、「暴力の結果のそれら〔クリトリスと陰唇〕の欠如は、刑法312の3条の意味においての切除に相当する〔Cour de Cassation, chambre criminelle, 20 août 1983, Bulletin criminel, no229.〕」という判断を示した。¹⁵⁾ちなみにここで使われている「切除」という単語は、原文では“mutilation”である。既に述べたように、この単語は日本語で言うところの単なる「切除」という中立的な意味とは違い、「本来健康であるものを毀損する」という否定的な意味を含んでいる。この判断によって、性器を切除するという行為は犯罪として扱われるべきであるという司法の立場が示されたが、これは移民によるFGCを直接名指したものではなかった。しかし1983年8月以前に、FGCをきっかけとした前述の死亡事件が既に2件、そして出血によって生後3ヵ月半の乳児が病院に収容された事件が起きていたことを考えると、この判断は移民社会におけるFGCを射程に入れたものであった可能性が高い。実際、この判断はその後のFGC裁判において重要な意味を持つものとなるのである。Roudyによって結成されたFGC問題を議論するグループに参加していた、弁護士¹⁶⁾のWeil-Curielは、FGC裁判の立役者とでも言うべき人物であるが、彼女は“mutilation”と“excision”との関係について次のようなエピソードを紹介してくれた。彼女はFGC問題を裁判で扱うために、刑法を研究していたところ、その中に“mutilation”という単語を発見した。そこで“mutilation”を辞書でひいてみたところ、その例として“excision”が挙げられていたのだという。これは“excision”を“mutilation”とする見方の発端となった出来事とも言える。

翌年の1984年3月、前述したマリ出身の夫婦の乳児の死亡事件を扱った裁判が開かれた。このときには、女性の権利を守るための2つの団体¹⁷⁾によって、この裁判に1983年8月20日の破毀院の判断を適用するよう要求するキャンペーンが行われた。これらの団体は、私訴原告人¹⁸⁾として裁判に参加し、この裁判が軽罪裁判所ではなく重罪裁判所で扱われるべきであると主張した。ところが、こうした要求があったにもかかわらず、最終的に乳児の両親はFGCに加担した罪ではなく、危難にある者を救助しなかった罪に問われ、執行猶予付き6ヵ月の禁固刑が宣告された。

1983年8月20日の破毀院の判断が移民によるFGCに適用され、FGCが初めて重罪として扱われるようになったのは、1988年5月のことであった。1983年4月に生後6週間の乳児が、FGCによる貧血が原因となって死亡した事件を扱った裁判で、乳児の父親とその2人の妻が、15歳以下の子どもに対して加えた故意の傷害罪によって、重罪院で執行猶予付き3年の禁固刑を宣告されたのである。ちなみに死亡した乳児の施術を行ったのは、この2人の妻であるとされているが、それは被告人たちが施術師の名前を明かしたくなかったがために嘘をついたのだとみる考えもある。¹⁹⁾この1988年5月の裁判以降、ほとんどの裁判が重罪院で扱われていることから、「FGC＝重罪」という図式が定式化したと考えられる。ただし、その後の裁判と比べてみると、この1988年の裁判で宣告された刑は軽いように思われる。

ところで、この頃からフランスの司法においてFGCという行為そのものが犯罪として

扱われるようになったのは確実であるが、肝心の移民の人たちはそれを理解していたのだろうか。少なくとも1984年3月の裁判が開かれた頃から、FGC 裁判はフランスに住むアフリカ系移民のコミュニティ内でも、マスコミ報道や世間の噂などを通じてある程度話題になっていたと考えられる。しかしながら、1984年3月の裁判と1988年5月の裁判はどちらも FGC を原因とする死亡事件を扱ったものだったため、FGC が失敗し子どもが死んでしまったから問題なのであって、FGC が成功すれば何の問題もないという誤解が広まってしまった [Prolongeau 2006:136-137]。

ところがその次に開かれた1989年10月の裁判では、FGC の結果乳児が死亡しなかったにもかかわらず、乳児の母親は重罪院によって執行猶予付き3年の禁固刑を宣告された。この裁判は、1984年7月に生後1週間の赤ん坊が FGC の施術を受け、病院に収容された事件を扱ったものであった。この裁判によって、FGC を受けた者が死亡するか否かにかかわらず、FGC という行為そのものが犯罪なのだということがより明確に示されたといえることができるだろう。

ちなみに1987年から2004年までにフランスの日刊紙『ルモンド (Le Monde)』に掲載された FGC 裁判に関する記事を確認したところ、1987年から1993年2月までは、1986年5月の裁判に関するものを除くと、その時期に行われた9件の裁判のうち、7件の裁判に関する記事が掲載されていた。しかしその後の1993年3月から1999年2月までは、16件の裁判のうちわずか2件の裁判に関する記事が掲載されたに過ぎなかった。1993年3月からは、裁判に関する記事が急激に減少しているのである。また1993年1月の裁判以降1999年2月に至るまで、ひとつの裁判につき1件の記事しか掲載されないようになって²¹⁾いる。このことから、1993年頃からは、FGC の裁判がフランス社会にとって、それほど珍しいものではなくなってきたのではないかと考えられる。

4 FGC 裁判をめぐる対立——1990年代の議論から

FGC が違法行為として扱われるようになっていった1980年代から1990年代にかけては、フランス社会内部において、FGC を行うアフリカ系移民に有罪判決を下すことに関して、賛否両論が渦巻いていた。

このような裁判に賛成する立場の者と反対する立場の者との対立がはっきりとした形で現れたのは、1991年3月に行われたある裁判においてであった。1991年3月の裁判の被告人はいずれもマリ出身であり、当時48歳であった女性の施術師と、当時55歳の男性、そして当時43歳であったその妻の3人であった。施術師は、1982年から1983年の間、この夫婦の6人の娘に対して切除を行ったとされ、「15歳以下の子どもに対する切除を引き起こした故意の傷害罪」で起訴された。6人の娘に対する FGC は1984年、PMI のある医師によって告発された。その結果1985年に、軽罪を扱う大審裁判所でこの事件に関する裁判が行われたが、1986年に大審裁判所が夫婦の罪は重罪に相当すると判断し、管轄権がないことを宣言したため、1991年に今度は重罪院で裁かれることとなったのである。この裁判には、私訴原告人として子どもの保護を目的とする団体 *Enfance et Partage* の顧問である

Catherine Sviloff, 家族計画を推進する団体 Planning familial の代表 Monique Antoine, 女性の権利のための団体 SOS Femmes Alternative の Linda Weil-Curiel が参加してだけでなく、参考人として FGC に関する論文や著書をいくつも執筆している精神科医の Michel Erlich, 国立科学研究所所属の社会人類学者 Claude Meillassoux らも参加した (*Le Monde* 1991年3月8日付:11ページ, 1991年3月9日付:10ページ)。以下で『ルモンド』に掲載された, これらの私訴原告人や参考人による法廷での議論を追っていく。

参考人の精神科医 Erlich は, FGC と男性に対する割礼が, 子どもの身体からもう一方の性に似ているものを全て取り除くための, 象徴的に同一の機能であること, そして FGC がイスラームの要請という理由で行われているとしても, 本来イスラームとは関係のないものであるということを説明した。その一方で, Erlich は出血・感染・出産や性的関係への影響など, FGC による弊害をも紹介した。しかしながら, Erlich は被告人の1人の女性が14歳のときに「痛みを感じず, 少し嬉しい気持ち」と共に FGC を受けたと述べ, FGC の弊害に関して語られる「性的快感」という概念に関しては, 「我々の基準に応じて評価するのはとても難しい」と慎重であった (*Le Monde* 1991年3月8日付:11ページ)。

社会人類学者 Meillassoux は, 「もしも誰かが自分の娘にエクシジョンを施すことを拒否したら, その娘は取るに足りない女になってしまう。さらにその家族は集団と相容れないものになる。エクシジョンと割礼は, 個人に対して, 社会システムに所属しているという印をつける手段である」と発言し, 集団の中で生きるためには FGC が不可欠であるということを強調した。そして, 被告人である夫婦が20年も前からフランスに滞在しているにしろ, 「これは仮住まいである。彼らはアフリカに留まっている」と述べた (*Le Monde* 1991年3月9日付:10ページ)。

そして Erlich と Meillassoux は共に, 集団の中での個人の「自由意志」がほとんどないということ, そして FGC には本来子どもを傷付けようという意図は全くないということを強調した (*Le Monde* 1991年3月8日付:11ページ, 1991年3月9日付:10ページ)。

これに対して私訴原告人の Sviloff は, 本来 FGC には子どもを傷付けようという意図がないことには同意しつつも, 「尊重すべき動機が理解できるからといって, その行為が正当化されるわけではない」と発言し, 弁護側を非難した。Antoine も, あまりに寛容な理解は一種の「逆差別」に通じるかもしれないと発言した。また Weil-Curiel は, 施術師が伝統的な習慣に則り, 施術の際に石鹸と腰巻きを受け取っただけでなく, 報酬として100フランをも受け取ったかもしれないという事実を挙げ, 施術が「報酬目当て」であったのだと指摘した。そして「今日, 寛容さはもはや通用しない」として, 弁護側の意見に反対した (*Le Monde* 1991年3月9日付:10ページ)。

そして検察官である Dominique Commaret は, 夫婦に執行猶予付き3年の禁固刑, 施術師には5年の禁固重労働の刑を求刑し, 「エクシジョンを受け入れることはできない。このような習慣を今日許すことは, 私たちの国で生きる多くの子どもたちを見放すことである」と発言し, 裁判官に対しては「あなたたちは民族学者ではない, あなたたちは人類学者でもない, あなたたちは裁判官だ」と言った (*Le Monde* 1991年3月11日付:9ページ)。

ージ)。この発言は、Meillassoux や Erlich が示したような、FGC の持つ文化・社会的意味を重視する立場をとらないよう要請するものであると考えられる。最終的に、夫婦に対して執行猶予付き 5 年の禁固刑、施術師には 5 年の禁固重労働の刑が宣告された。検察官が求刑したよりも重い刑が宣告されたことから、「抑圧的な方法は良い結果を生み出さない」とした Meillassoux や Erlich ら参考人の意見は、検察官だけでなく裁判官においても、あまり考慮されなかったと言えるだろう。

この裁判では被告人たちを弁護するような発言を行った参考人と、被告人たちを有罪にしようとした私訴原告人との意見が対立したわけであるが、注目すべきはこの裁判での議論の大半が、個別の事件というよりも FGC そのものを問題にしていたという事実である。法廷で行われたのは、参考人（弁護側）と私訴原告人（原告側）それぞれの意見表明であった。そして最終的に、検察官と裁判官によって参考人の意見は考慮に入れられなかった。この特殊な裁判には、今後 FGC に対してフランスの司法がとるべき立場を、世間にはっきりと知らしめるという意図があったと言えるだろう。また前節で述べたように、ルモンドで FGC の訴訟が扱われなくなっていったのは 1993 年頃からであるので、確かにこの裁判によって FGC の裁判がフランス社会に定着していったと考えられるのである。

しかしこの 1991 年の裁判の後でも、裁判に対して否定的な見解を持つ人はいた。例えば法人類学者の Jean Dubois [1992] は、FGC の持つ社会・文化的な文脈を無視し、FGC をフランスの法の枠組みでしかとらえようとしめない態度を強く批判している。Dubois は、子どもを暴力から守り、女性を抑圧から解放する理想的な社会を実現するためのスケープゴートとして、アフリカ系移民が使われていると指摘する。そして FGC に対する刑事上の有罪宣告への渴望に、宗教的秩序との一致を見出す。Dubois にとって、FGC を犯罪行為として裁くことは、外国人嫌悪を拡大させる恐れのあるものであり、差異を非合法性へと追いやるものである。またソーシャルワーカーの Marie José Bourdin [1992] は、アフリカ系移民への FGC に関するインタビュー結果の紹介をした論文の最後において、裁判によって FGC を違法行為とすることは、この習慣による問題の解決にはつながらず、移民の人たちに対してトラウマティックで屈辱的な結果をもたらすものであると批判している。そして、違法でもあえて FGC をする人たちを生み出す可能性があるという警鐘を鳴らしている。

さらに初期の裁判においては、FGC の廃絶活動に関わる人の内部でも、裁判をめぐる意見の対立が起きていた。フランス人とアフリカ系移民の女性によって作られた廃絶団体 GAMS は、裁判を廃絶のための有効な手段とはみなさなかったため、セネガル出身のフェミニスト Awa Thiam によって設立された、私訴原告人として裁判に参加する廃絶団体 CAMS (Commission pour l'Abolition des Mutilations Sexuelles 性の毀損を廃止するための委員会) と分裂し、1982 年に設立された。GAMS で活動する人々は、FGC を実施する決定権を持っているのは父親であるにもかかわらず、実際の施術に関わるのは女性の施術師や母親たちであるため、裁判となると実際の施術に関わった女性だけが起訴されることが多いことを批判していた。裁判は FGC の廃絶に対して効果よりもむしろ害を生むものであり、必要なのは当事者である家族、特に女性たちに対して情報と支援を提

供することであると GAMS は考えていた [Winter 1994:962]。

このような裁判をめぐるフェミニストの対立は、一見すると1980年のコペンハーゲンの世界女性会議での、FGC をめぐっての西洋とアフリカのフェミニストの対立の再来であるかのように見える。しかしながら、1991年3月の裁判に関しては、裁判に反対していた GAMS でさえも Erlich ら参考人を批判しているという点に注目しなければならない。Winter は、フェミニスト寄りの立場からこの1991年3月の裁判についての検討を行い、CAMS の Weil-Curiel (訴訟賛成派) や GAMS で活動するセネガル出身の Khady Koita (訴訟反対派) が、法廷での参考人たちの、被告人を弁護しようという意図のもとでなされた発言に怒りを覚えていることを示している。また Winter も彼女たちと同様、参考人たちの発言を批判している [Winter 1994:949]。

まず Winter は、法廷での対立を文化相対主義と普遍主義の対立とみなす。そしてそれは同時に、移民の女性たちの現実を理解していない白人男性と、移民たちと共に活動を行っている女性の対立でもある。Winter は、法廷で被告人たちがフランス語を理解しなかったことを弁護側あるいは被告人たち自身の戦略としてとらえており [Winter 1994:948]、被告人のうち1人は免許が必要なタクシーの運転手として働いているのだから、フランス語を解さないはずがないと考えている。そして「よく事情がわかっていない、無知で可哀そうなアフリカ人」という弁護側によって提示されたイメージが、Weil-Curiel や自身も移民の女性である Khady Koita を怒らせたということが述べられる [Winter 1994:949]。さらに Winter は、「集団の中において個人の自由意志がほとんどない」ことを強調する参考人の意見は、アフリカの移民たちを自分では何もできず、何も考えずに伝統に従う存在としてみなすものであると考えるのである [Winter 1994:951]。

参考人の意見に対するこのような Winter の批判は、裁判において表象されるアフリカ系移民の2つのイメージの片方を指摘するものであると言えるだろう。つまり、文化相対主義的立場から被告人たちを弁護しようという参考人の発言は、被告人たちによる FGC が悪意によらないものであることを強調するあまり、無知で、受動的で、社会的抑圧に対して無力な存在としてアフリカ系移民を描いてしまうのである。しかしその一方で、私訴原告人たちの発言も、悪意に満ちた、子どもを傷付ける犯罪人としてアフリカ系移民を描きだすものであるとも言える。この2つのイメージのどちらにせよ、アフリカ系移民を肯定的にとらえるものだとは言えないのである。

5 市民権を得た FGC 裁判

1990年代から20年近く経過した現在、筆者がインタビューの対象とした FGC の廃絶活動に関わる人々は、みな「裁判は必要なもの」だという意見を持っていた。かつて裁判に対して否定的な意見を持っていたはずの GAMS のメンバーも、同意見だった。1990年代に激しい議論が起こったにもかかわらず、一体なぜ「裁判は必要なもの」と考えられるようになったのだろうか。その第一の理由として挙げられるのは、約20年の間に、フランスで廃絶活動を行う人々が、抑止力としての裁判の効果を認めるに至ったからだろう。実際、

FGC の数自体は減少しているという²²⁾。もちろんこれはフランスの裁判だけが直接の原因とは言い切れないし、数々の予防活動、そしてアフリカ諸国での法規制の整備も関係しているだろう。しかし、減少の理由として裁判を挙げる人は多いし、実際に裁判が原因で FGC をやめたアフリカ系移民も存在する²³⁾。また GAMS のメンバーである Justine Rochereau は、初期の裁判の時点では FGC が違法であることを知らずに行った人を罰することに対して批判があったが、現在では違法であることを全ての人が知っているのだから、もはやそういう意見は通用しないのだと語っていた²⁴⁾。さらに廃絶活動に関わる人々は、裁判こそがフランスの FGC への取り組みにおける独自性であるとみな認めていた。

しかしながら「なぜ裁判が必要なのか」ということを細かく見ていくと、裁判に対して人々が抱いている考えにはそれぞれ微妙な違いがあることがわかる。まず1982年から一貫して裁判に深く関わっており、現在は CAMS の代表として活動する弁護士の Weil-Curiel は、裁判の持つ力を高く評価している。Weil-Curiel によると、それまでは全く自分のしたことを理解していなかった父親が、裁判のときに初めて自分が娘に対してしたことの重大さにショックを受け泣くことや、FGC の問題に関してお互い話をしてこなかった母と娘が初めて法廷で意見を言い合い、お互いに理解し合うことがあるという。こうした場面を例に挙げ、Weil-Curiel は、裁判の場は和解 (reconciliation) の場でもあるのだと語った²⁵⁾。

また GAMS の代表 Isabelle Gillette-Faye は、男性ではなく女性のみが罰せられることに関してはやはり批判的であったが、裁判は FGC について考えるきっかけを与えるものだと言った²⁶⁾。Gillette-Faye は、フランスで FGC が禁止されているということを移民の人たちが知ること、なぜそれが禁止されているのかという疑問を持ち、FGC について改めて考えるようになると考えている。

しかしながら、パリ市の PMI で予防活動を行っていた医師 Elisabeth Mauduit は、こうした廃絶団体の人たちとは違って、やや醒めた視線で裁判を評価しているようであった。Mauduit は、フランスでの FGC に関して裁判は有効であると同時に、おそらく移民の人たちにとって裁判は自分たちの文化から子どもたちを締め出すことなので内心穏やかではないだろうと推察しており、結局のところフランスでいくら FGC を取り締まっても、あくまでそれをやりたい人は海外でやるだろうと考えていた²⁷⁾。

また Seine-Saint-Denis 県の PMI で予防活動を行う医師 Emmanuelle Piet は、自身が予防活動を行ううえで、アフリカ系移民の家族に FGC の禁止について説明する場合に「法律で禁止されている」と説明しやすいから裁判には賛成だと語った²⁸⁾。確かに、FGC が刑法で禁止されている“mutilation”にあたるのだと説明したとしても、それによる逮捕者が出ていないようならあまり説得力はないだろう。このように、裁判の持つ抑止力に関してはみな一定の評価をしているものの、裁判が FGC について考え直すきっかけとなるか否かについては、廃絶活動を行っている人の中でも相違が見られた。

裁判の持つ抑止力に加えて、裁判が市民権を持つうえできわめて重要な役割を果たしたのが、1999年2月に行われた、とある裁判である。これは、『ルモンド』での扱われ方から考えて、約30年の FGC 裁判の歴史上、最も世間の注目を集めた裁判であると言える。

この裁判に関して、1999年2月に7件、3月に2件、2000年1月1日に1件と、合計10件もの記事が『ルモンド』に掲載されたのである。それまでの裁判が、3件以下の記事で扱われてきたことを考えると、これは異例の数字である。他の裁判と比べて、この1999年の裁判がいかに世間の注目を集めたかが、よく現れていると言えるだろう。

この裁判がそれほど注目を集めた理由は、それが子どもの頃にFGCを受けた女性が自分の親と施術師を訴えた初のケースだったからである。この裁判の被告人は、マリ出身の女性の施術師と、彼女の電話帳によってFGCの施術を依頼したことが判明した26人の親たちであった。被告人のひとりであるマリ出身の女性の娘（当時23歳）が、2月9日にパリの重罪院に対してこの「有害な慣習」による「肉体的精神的苦痛」を告発した（*Le Monde* 1999年2月11日付：7ページ）。既に述べたように、移民出身の女性がFGCの直接の被害者としてこの事実を訴えたのは、1979年にFGCの訴訟が始まって以来初めてのことであり、きわめて大きなニュースとなった。『ルモンド』にも法廷での被告人や私訴原告人の様子だけでなく、この訴訟に対する社会人類学者の意見などの記事が掲載された。以下では『ルモンド』に掲載された、施術師や訴えられた母親の法廷での発言、また私訴原告人として訴訟に参加した被害者の女性やその妹たちの発言を検討する。

1999年2月当時52歳であった施術師は、生後1ヵ月から10歳までの、48人の少女に施術をしたとして起訴された²⁹⁾。自宅からは施術に使用したと見られるカミソリや脱脂綿、湿布、消毒溶液などが押収された。彼女は1979年にフランスに来て以来、マリやセネガル、モーリタニア移民によるコミュニティで施術師として名声を得ていた。彼女は、1991年3月の裁判で訴えられた施術師と同じく、鍛冶屋カーストに属していた。

彼女は法廷において、施術を請け負う鍛冶屋カーストと、施術を依頼する貴族との関係について以下のような説明を行った（*Le Monde* 1999年2月4日付：32ページ）。彼女によれば、共に被告人として起訴された親たちの中には、貴族の名前を持つ者がいるという。貴族はそれぞれ1人の鍛冶屋を持っており、もしも貴族に何か困ったことがあれば、鍛冶屋はそれを解決しなければならない。鍛冶屋は警察や裁判官のような役割を果たしている。反対に、もしも鍛冶屋が逮捕されれば、貴族が助けてくれるのだそうである。もしも貴族が鍛冶屋を見つけることができなければ、その貴族は自分の娘にFGCを受けさせることができない。そしてFGCを受けていなければ、その娘は結婚できないのである。また彼女は「私の国では、エクシジョンは伝統だ。逮捕されるまで、私はそれがフランスで禁止されていることを知らなかった」と発言した。ちなみにこの施術師は、彼女と法廷で対峙した弁護士Weil-Curielとの対談本の中で、彼女は事件当時FGCがフランスで禁止されていたことを知っていたとするWeil-Curielの発言に対し、特に反対はしていなかったので[Henry et Weil-Curiel 2007:133]、FGCが違法だということを知っていて施術した可能性がきわめて高い。

一方で施術師と親たちを訴えた23歳の女性は、8歳のときの事件について詳しく語った（*Le Monde* 1999年2月11日付：7ページ）。彼女と3人の妹は、ある朝母親に、ワクチンを打つために医者のところへ行くと言われ、何も疑わずに母親に付いて行った。母親に連れて行かれたのはあるアパートの一室で、そのアパートの浴室で施術が行われた。後に彼

女は自分が FGC を受けたことをソーシャルワーカーに通報しようとしたが、彼女のおばがそれを聞きつけ、誰にも言ってはならないと警告したそうである。その後中学校の性教育の授業で FGC のことを聞くまでは、彼女は全ての女の子が自分と同じように性器を切除されていると思っていたという。しかしながら、高校生のときに偶然 FGC について書かれた本に出会い、それが禁止されているということを知ってから、決して FGC を受け入れることはできないと考えるようになったそうである。もはや彼女にとっては、「エキシジョンは野蛮な行為」(*Le Monde* 1999年2月11日付：7 ページ)なのである。このように彼女が FGC を受け入れられなかったことには、彼女とその妹たちが置かれていた環境も関係しているかもしれない。彼女らは、生まれて間もなく Sarth 県のフランス人の一家のところへ里子に出され、約 8 年間その家庭で育てられた。彼女たちが FGC を受けたのは、家族の住む家へ戻った時のことだったのである。

しかしながら、証人として法廷に出席していた 1 人の妹の態度は姉とは違ったものであった。妹によると、施術から間もない頃はとてもつらかったが、その時期を過ぎると FGC を受け入れることができるようになったという。妹は「あなたたちにとってエキシジョンはミューティラシオンだけど、私たちにとっては違う」と発言している (*Le Monde* 1999年2月11日付：7 ページ)。姉と同じように「マリの伝統」から離れて育ったにもかかわらず、妹にとって FGC は“mutilation”ではないのである。しかしながら、裁判が行われたとき妊娠中であった妹は、もしも生まれる子どもが女の子であっても、その子どもには FGC を行わないと断言している。

一方で姉妹の母親は、自分の子どもと対決していることを恥ずかしいと言いながらも、「私たちが自分の子どもの敵だと信じることができますか？」と問いかけていた (*Le Monde* 1999年2月11日付：7 ページ)。確かに FGC を行う親には、子どもを傷付けようという意図はないだろう。しかしながらこの裁判での発言を見る限り、親子の間には、明らかに大きな断絶があるということがわかるのである。

既に述べたように、この裁判は当事者の女性が初めて FGC の被害を訴えた裁判であり、移民の第二世代の間で FGC を拒絶しようとする動きが今後広まっていくことを象徴的に示すものとして受け取られたのではないかと考えられる。こうしたケースが大々的に取り上げられることによって、1990年代初頭に見られたような FGC 裁判に反対する声は下火となっていったのではないだろうか。

6 フランスの法的規制の独自性

前節で述べたように、現在では裁判のもたらす効果に対しての評価は高まっており、多くの人がフランスの FGC への対応の特徴は裁判であると考えている。フランスに限らず、他の移民受け入れ国においても FGC への法的規制は設けられているが、法的規制には、FGC そのものを取り締まる特別法を設ける方法と、フランスのように既存の刑法を活用する方法の 2 つがある。2004年の時点で特別法を設けていた EU の加盟国を法律の制定順に挙げると、スウェーデン (1982年)、イギリス (1985年)、ベルギー (2001年)、オース

トリア（2002年）、デンマーク（2003年）、スペイン（2003年）である [Leye & Deblonde 2004:13]。一方、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、オランダには2004年の時点で特別法は存在していなかった。³⁰⁾ こうして見ると、既存の刑法を用いて FGC に対応するという方法は何も珍しいものでないように思われる。しかしながら、特別法を設けている国にせよ、既存の刑法で対応している国にせよ、裁判が行われることはほとんどなかった。例えば移民受け入れ国の中で最も早く特別法を制定したスウェーデンでは、2006年6月になるまで FGC による有罪判決はなかったし、デンマークで初の逮捕者が出たのは2008年6月のことである。またフランス同様特別法を設けていないイタリアでは、1999年に初の有罪判決が下されたのみである。しかもこれら3カ国でも、フランスのように継続して裁判が行われているわけではない。その他の EU 加盟国では、少なくとも2004年の時点で裁判は起きていなかった [Leye & Deblonde 2004:13]。またアメリカ、カナダ、オーストラリアにも FGC を禁止する規定があるが、アメリカで初の有罪判決が下されたのは2006年11月のことであった。移民による FGC 問題に取り組む全ての国の中で、唯一フランスだけが継続的に裁判を行ってきた国なのである。また、特別法を設けずに厳しく対処していくという方法もきわめて特殊である。

ここではフランスが FGC に対して厳しい態度をとっているにもかかわらず、あえて特別法を避けることの意味について考察したい。1983年に Yvette Roudy によって作られたグループでも、特別法を作るか否かについて議論がされたが、最終的に既存の刑法を活用することとなったのは既に述べた通りである。現在は廃絶団体 CAMS の代表で、このグループに参加していた弁護士の Weil-Curiel は、他の国が特別法を設けることに批判的であり、特別法の危険性を以下のように指摘した。Weil-Curiel によれば、「既にある刑法に mutilation と書かれているのだから、わざわざ新しく法を作る必要はない。もしも新たに刑法を作ろうとすると、ある集団を差別し、社会から締め出すことになる。社会全体が団結するためには不必要なもの³¹⁾」なのだという。ここで注目したいのは、特定の集団に対処するために特別法を作ると、それによってその集団を社会から排除することになり、差別につながるという考え方である。

この考え方の背景にあるものは、フランス特有の共和主義であると言えるだろう。フランスの現行憲法である第五共和国憲法³²⁾の第1条には「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的、社会的な、ひとつの共和国である。フランスは、出自、人種または宗教による区別なしに、すべての市民の法律の前の平等を保障する」と述べられている。これまでフランスはこの条文を原則として、特定の集団に特別な権利を認めない立場をとってきたし、フランス社会が集団別にモザイク化するのを避けようと試みてきた。フランスは、多文化主義とは対立する共和主義の原則に基づく国家であると言えるだろう。もちろん裁判をめぐる1990年代の対立にも見られたような、普遍性を尊重するのか、それとも差異を尊重するのかという議論は、FGC やムスリムによるスカーフ着用などの問題を契機として起こる。しかしながら、「一にして不可分のナション」という共和国像が多くのフランス人に影響を与えているのは確かだろう。FGC の法的規制においても、このような姿勢のもと、

FGC を実施しているアフリカ系移民の集団を区別することを避けようとしているのである。

フランスの旧植民地である国からやってきた移民による FGC を取り締まることはポストコロニアリズムであり、移民に対する差別だという批判を受けたことのある Weil-Curiel は「もしも白人の女の子が耳を切られた場合はもっとスキャンダルになるのに、黒人の女の子がクリトリスを切られた場合に問題化しないのはおかしい。そこを区別することこそが『差別』だ」と語った。³³⁾このように、フランスにおける FGC の法的規制の背景にあるものは、アフリカ系移民の子どもを共和国の一員であるとみなし、それを共和国の他の構成員と同じ法で守ろうとする態度なのである。1991年の裁判での検察官 Dominique Commaret の発言は、こうした態度を端的に示すものであろう。「エクスイジョンを受け入れることはできない。このような習慣を今日許すことは、私たちの国で生きる多くの子どもたちを見放すことである」(*Le Monde* 1991年3月11日付：9ページ)。

7 おわりに

1980年代初頭から表面化した移民による FGC は、フランスにおける共和主義を背景として、従来の刑法を用いて厳しく規制されていった。このようなフランスの姿勢は1990年前後に主に人類学者らによって批判されたものの、「赤ん坊の死」というショッキングな出来事によって表面化した FGC を取り締まるため、法的規制は進められた。この時点では、フランスの司法制度において「被害者」とみなされた子どもたちが声をあげることはなかった。

しかし子どもたちが成長し、FGC の「被害」を告発する女性が現れ始めたため、フランスにおける FGC の対応においてますます裁判は不可欠の要素となった。しかしながら、全ての子どもたちにおいて FGC の「被害」が一様であるわけではなく、親を訴えるという選択をとらない者も多い。現在フランスでは、個々の女性の「被害」を治癒する手段として、クリトリス復元手術が盛んになっている。共和国の一員としての子どもの守ることに主眼が置かれていたフランスの FGC への対応は、クリトリス復元手術によって変化していく可能性がある。この点については、また別の機会に論じてみたいと思う。

注

- 1) もともとこの習慣は、男性に対する割礼との類比から、「女性割礼 Female Circumcision」と呼ばれることが多かった。この用語においては、この習慣が持つ儀礼としての側面が強調されていると言える。しかしながらこの習慣が女性の身体へ与える影響が、多くの場合男性のそれよりも深刻であることから、主に廃絶運動を行う西洋のフェミニストの間では「女性性器切除 Female Genital Mutilation」と呼ばれるようになった。この用語で使われている“mutilation”という単語は、日本でこの用語が使用される際には「切除」という訳をあてられてはいるが、日本語の「切除」とは違って「健康である身体を毀損する」という意味を持っている。つまりこの用語は、この習慣によって引き起こされる身体的苦痛と、この習慣が女性の身体を損なう意図を持って為されるものであるということを強調するために選択されるものである（このような単語の持つ意味の違いを考えると、筆者自身は“Female Genital Mutilation”に「女性性器切除」という訳をあてるのは不適切

であり、「女性性器毀損」の方が妥当な訳であると考え。しかしながら、日本では「女性性器切除」という訳が一般的である)。これに対して、主にアフリカ大陸で行われているこの習慣が“mutilation”という単語で表現される一方で、西洋社会で実施されている様々な身体変工（例えば美容整形手術や包茎手術など）が“mutilation”と呼ばれることはほとんどないことから、この用語がアフリカの文化への差別的なまなざしを反映しており、西洋社会の自文化中心主義を表すもののだとして、アフリカのフェミニストなどから批判がされた。その結果、こうした自文化中心主義への批判の意味を含めて一部の研究者の間で「女性性器手術 Female Genital Surgery」という用語が使用されるようになった。その他にも、より中立的な立場でこの習慣を表現するために、毀損という意味を持たない「女性性器カッティング Female Genital Cutting」という用語も使われている。筆者自身はこうした論争をふまえたうえで、より中立的と思える「女性性器カッティング Female Genital Cutting」の用語を選択したい。本稿では、ある人にとって“circumcision”であったものが“mutilation”として問題化されていく過程に注目していきたいからである。そのため、以下ではこの習慣をFGCと呼ぶことにする。FGCの名称をめぐる議論に関しては、岡〔2000b: 53-55〕を参照のこと。

- 2) Elisabeth Mauduit とのインタビュー（2008年10月31日）。
- 3) Emmanuelle Piet とのインタビュー（2008年10月1日）。
- 4) Emmanuelle Piet とのインタビュー（2008年10月1日）。
- 5) Isabelle Gillette-Faye とのインタビュー（2008年10月10日）。
- 6) ただし Bourdin [1992] は、パリのいくつかの私立病院でFGCが実施されたという噂があると述べている。
- 7) Emmanuelle Piet とのインタビュー（2008年10月1日）。
- 8) 新刑法は1992年7月22日の法律第683-686号によって成立。
- 9) フランスでは、刑法典によって犯罪が違警罪、軽罪、重罪の3つに分類されている。これらは課せられる刑の重さによって分類されており、違警罪が最も軽く、重罪が最も重い罪とされている。時効が成立するまでの年数にも差があり、重罪が10年と最も長い。また軽罪の場合は任意であるが、重罪については、予審を経ることが必要とされている。そして、これら3つの犯罪それぞれについて、管轄権を持つ3種類の裁判所が設置されている。
- 10) 刑法113の7条。
- 11) 刑法222の16の2条。
- 12) かつては女性の地位省だったが、女性の権利省に名称が変更された。
- 13) Linda Weil-Curiel とのインタビュー（2008年9月24日）。
- 14) 事件の詳細は不明であるが、少なくとも移民によるFGCとは別事件のものとしてとらえられている。
- 15) フランスでは事実審と法律審が区別されており、原則的に破毀院は事件を裁判する機関ではなく、判決を裁判するための機関である。そのため、破毀申し立てが行われ破毀院が原判決を破毀したとしても、その後その訴訟は控訴院などの事実審裁判所に移送される〔滝沢 2002: 194-195〕。従って破毀院は事件に対する判決を下すことはないため、ここでは「判断を示す」という表現を使用する。
- 16) Linda Weil-Curiel とのインタビュー（2008年9月24日）。
- 17) SOS Femmes Alternative (SOS 女性) と la Ligue du Droit des Femmes (女性の権利連盟) の2つ。Weil-Curiel は当時 SOS Femmes Alternative に参加していた。
- 18) フランスでは、犯罪被害者に私訴権という権利が認められている。私訴権には、訴追権としての私訴権と、損害賠償請求権としての私訴権の2種類が存在する。前者の私訴権を行使すると、仮に検察官が事件を不起訴にした場合でも裁判所に訴えを起こすことができるのである。しかし検察官によって公訴権が行使された場合には、訴追権としての私訴権を行使する必要はない。そして後者の私訴権は、刑事裁判所で損害賠償を請求できるという点が特徴的である。この私訴権は民事裁判所に対しても行使できるが、刑事裁判と同時に損害賠償の問題を解決した方が被害者にとっても

負担が少ないことから、フランスでは刑事裁判所での私訴権行使が一般的である。こうした私訴権を行使する者を、私訴原告人と呼ぶ。私訴権を行使する者は、犯罪行為の直接の被害者から、法人や団体へと拡大してきており、現在フランスでは、人種差別と闘う団体や、性暴力と闘う団体、児童虐待と闘う団体、障害者支援団体、貧困者保護団体、動物保護団体にまで、これらの団体が被害を受けると考えられる特定の犯罪に関しては、刑事訴訟法で私訴権の行使が認められている。詳しくは刑事訴訟法 2 の 1 条から 2 の 21 条を参照のこと。

- 19) 例えば Prolongeau [2006 : 136-137] は、これが古典的な嘘であり、通常は施術の際に子どもが動かないようにしておく役割しか持たない両親が、自ら施術を行うのは極めて稀なことであると述べている。また Lefeuvre-Déotte [2002 : 23] も、赤ん坊が「母親 (?) によって切除された」と疑問符を付けている。
- 20) 1994 年 9 月の裁判に関する記事 (*Le Monde* 1994 年 9 月 17 日付 : 15 ページ) と 1996 年 10 月の裁判に関する記事 (*Le Monde* 1996 年 10 月 26 日付 : 11 ページ)。
- 21) それまではひとつの裁判につき 2, 3 件の記事が掲載されていた。
- 22) Linda Weil-Curiel とのインタビュー (2008 年 9 月 24 日)。
- 23) 例えばクリトリス復元手術を受けたある女性の母親は、裁判が原因で末娘への FGC をやめた (Aminata とのインタビュー, 2008 年 11 月 4 日実施)。
- 24) Justine Rochereau とのインタビュー (2007 年 11 月 5 日)。
- 25) Linda Weil-Curiel とのインタビュー (2008 年 9 月 24 日)。
- 26) Isabelle Gillette-Faye とのインタビュー (2008 年 10 月 10 日)。
- 27) Elisabeth Mauduit とのインタビュー (2008 年 10 月 30 日)。PMI では海外での施術に対しても予防活動を行っているものの、完全に防ぐのは難しい状況である。
- 28) Emmanuelle Piet とのインタビュー (2008 年 10 月 1 日)。
- 29) 既に彼女は 1984 年に実施された FGC によって、1994 年に執行猶予付き禁固 1 年の有罪判決を受けていた。
- 30) ただし、ポルトガルとアイルランドでは特別法を設けようとする動きが起きていた。
- 31) Linda Weil-Curiel とのインタビュー (2008 年 9 月 24 日)。
- 32) 第五共和国憲法は 1958 年 10 月 4 日に制定された。
- 33) Linda Weil-Curiel とのインタビュー (2008 年 9 月 24 日)。

参考文献

- 大塚和夫 1998 「女子割礼および／または女性性器切除 (FGM) —— 人類学者の所感」江原由美子編『フェミニズムの主張 4 性・暴力・ネーション』勁草書房, pp. 257-293。
- 岡 真理 1995 「女性報道 (カヴァリング・ウーマン)」『現代思想』23(3) : 173-185。
- 1996a 「〈女子割礼〉という陥穽, あるいはフライデイの口——アリス・ウォーカー『喜びの秘密』と物語の欲望」『現代思想』24(6) : 8-35。
- 1996b 「〈文化〉についての語り——発話の位置の政治学に向けて」『インパクション』99 : 64-70。
- 1998 「〈同じ女〉であるとは何を意味するのか——フェミニズムの脱構築に向けて」江原由美子編『フェミニズムの主張 4 性・暴力・ネーション』勁草書房, pp. 207-256。
- 2000a 「フェミニズムとエスノグラフィーのあいだで——ジャニス・ポッディによる試み」『女性学研究』8 : 93-112。
- 2000b 「彼女の「正しい」名前とは何か——第三世界フェミニズムの思想」青土社。
- 小川 了 1999 「抑圧の技術——女性の性器変工とその理論」野村雅一・市川雅編『叢書 身体と文化 1 技術としての身体』大修館書店, pp. 124-146。
- 千田有紀 2002 「フェミニズムと植民地主義——岡真理による女性性器切除批判を手がかりとして」『大航海』43 : 128-145。
- 全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査団編 2002 『ヨーロッパ調査報告書——被害者の刑事手続きへの

- 参加をめざして』全国犯罪被害者の会（あすの会）。
- 滝沢 正 2002 『フランス法 第二版』三省堂。
- 田中雅一 1994 「割礼考——性器への儀礼的暴力」大淵憲一編『現代のエスプリ——暴力の行動科学』320: 97-105。
- トッド, エマニュエル 1999 『移民の運命——同化か隔離か』（石崎晴己・東松秀雄訳）藤原書店。
- 富永智津子 2004 「〈女子割礼〉をめぐる研究動向——英語文献と日本語文献を中心に」国立民族学博物館地域研究企画交流センター編『JCAS review 地域研究』6(1): 169-197。
- ドゥブレ, レジス・樋口陽一・三浦信孝・水林章 2006 『思想としての〈共和国〉』みすず書房。
- 中村紘一ほか監訳 2002 『フランス法律用語辞典』三省堂。
- 萩原弘子 2000 「女性性器手術（FGS）を『問題』とするのはだれか、 なのためか——1930年代と70年代の議論から」『女性学研究』8: 80-92。
- 宮脇幸生 2007 「グローバル化する世界における女子割礼／女性性器切除——交渉されるジェンダーとセクシュアリティ」宇田川妙子・中谷文美編『ジェンダー人類学を読む』世界思想社, pp. 260-288。
- ラボー, ジャン 1987 『フェミニズムの歴史』（加藤康子訳）新評論。
- Andro, Armelle et Lesclingand, Marie 2007 Les mutilations sexuelles féminines: le point sur la situation en Afrique et en France. *Population et Sociétés* 48: 1-4.
- Bourdin, Marie José 1992 Tu ne couperas point. In E. Rude-Antoine ed., *L'immigration face aux lois de la République*. Paris: Karthala, pp. 176-187.
- Boyle, Elizabeth Heger 2002 *Female Genital Cutting: Cultural Conflict in the Global Community*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Dubois, Jean 1992 Les impensables de la judiciarisation de l'excision. In E. Rude-Antoine ed., *L'immigration face aux lois de la République*. Paris: Karthala, pp. 156-163.
- Erlich, Michel 1990 Notion de mutilation et criminalization de l'excision en France. *Droit et Cultures* 20: 151-162.
- Fainzang, Sylvie 1984 L'excision, ici et maintenant. *Les mutilations du sexe des femmes aujourd'hui en France*. Paris: Tierce, pp. 23-43.
- 1990 Excision et ordre social. *Droit et Cultures* 20: 177-182.
- Gillette-Faye, Isabelle 2004 Réparation géographique en France et dans le monde. *Supplément au Bulletin de l'Académie nationale de médecine* 188(6): 43-51.
- Henry, Natacha et Linda Weil-Curiel 2007 *Exciseuse: Entretien avec Hawa Gréou*. Paris: City Editions.
- Khady avec la collaboration de Marie-Thérèse Cuny 2005 *Mutilée*. Paris: Oh!Éditions. (松本百合子訳『切除されて』ヴィレッジブックス, 2007年)
- Lefeuve-Déotte, Martine 2002 *L'excision en procès: un différend culturel?* Paris: L'Harmattan.
- Leye, Els & Deblonde, Jessika 2004 *A Comparative Analysis in the Different Legal Approaches towards Female Genital Mutilation in the 15 EU Members States, and the respective judicial outcomes in Belgium, France, Spain, Sweden and the United Kingdom*. ICRH Publications no. 8. Lokeren: The Consultory.
- Piet, Emmanuelle 1992 Excision et prévention. In Edwige Rude-Antoine ed., *L'immigration face aux lois de la République*. Paris: Karthala, pp. 189-203.
- 2004 Les mutilations sexuelles féminines et leur prévention. *Supplément au Bulletin de l'Académie nationale de médecine* 188(6): 97-107.
- Prolongeau, Hubert 2006 *Victoire sur l'excision*. Paris: Albin Michel.
- UNICEF Innocenti Research Centre 2005 *Changing a Harmful Social Convention: Female Genital Mutilation/Cutting*. Florence: Gluntina.

- Verdier, Raymond 1990 Chercher remède à l'excision: une nécessaire concertation. *Droit et Cultures* 20:146-150.
- 1991 L'exciseuse à la cour d'assises: Le procès de Soko Aramata Keita. *Droit et Cultures* 21:184-187. (trans. The Exciseuse in Criminal Court: The Traial of Soko Aramata Keita. *Passages*, suppl. to PAS News and Events 3:1,3. 1992.)
- Weil-Curiel, Linda 2004 Aspects judiciaires: l'excision et la loi. *Supplément au Bulletin de l'Académie nationale de médecine* 188(6):113-118.
- Winter, Bronwyn 1994 Women, the Law, and Cultural Relativism in France: The Case of Excision. *Signs : Journal of Women in Culture and Society* 19(4):939-974.

法典・判例

- art. 2 du Code de procédure pénale.
- art. 222-9 du Code pénal.
- art. 222-10 du Code pénal.
- art. 1 de la Constitution du 4 Octobre 1958.
- Cour de Cassation, chambre criminelle, 20 août 1983, Bulletin criminel, no229.

インターネット資料

- Commission Nationale Consultative des Droits de L'homme 2004 *Etude et propositions sur la pratique des mutilations sexuelles féminines en France* <http://www.commission-droits-homme.fr/travauxCncdh/mutilationsSexuelles.html> 2008年8月31日閲覧。
- Commission pour l'Abolition des Mutilations Sexuelles (CAMS) 性の毀損を廃止するための委員会 <http://www.cams-fgm.org/> 2008年9月23日閲覧。
- Groupe femmes pour l'Abolition des Mutilations Sexuelles et autres pratique affectant la santé des femmes et des enfants (GAMS) 性的毀損と女性や子どもの健康に影響を及ぼす他の習慣を廃止するための女性グループ <http://perso.orange.fr/..associationgams/> 2008年10月7日閲覧。
- INSEE 2006 Enquête annuelles de recensement 2004 et 2005. *Insee Première* 1098 http://www.insee.fr/fr/ffc/ipweb/ip1098/sources_definitions_biblio.html 2006年12月27日閲覧。
- Institut National de la Statistique et des Études Économiques (INSEE) フランス国立経済統計研究所 <http://www.insee.fr/> 2006年12月27日閲覧。
- Legifrance フランス政府による法令・法典・判例のデータベース <http://www.legifrance.gouv.fr/> 2008年8月31日閲覧。